○総務省告示第四百七十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成二十三年十一月十日

総務大臣　川端　達夫

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
佐藤　雅子	参議院議員	女性党佐藤まさ子後援会	愛知県名古屋市瑞穂区御莨町三―二〇―一	佐藤　雅子	二三、五、二一
橋本　勉	衆議院議員	橋本べん（勉）政経研究会	東京都千代田区永田町二―二―一	橋本　勉	二二、一二、二二

○総務省告示第四百七十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十三年十一月十日

総務大臣　川端　達夫

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧
魚住裕一郎	参議院議員	21世紀懇話会	主たる事務所の所在地	岐阜県岐阜市西玉宮町一―二二―二	愛知県名古屋市中区丸の内一―一五―二八
大村　秀章	愛知県知事	秀成会	公職の種類	愛知県知事	衆議院議員
亀原　了円	参議院議員	亀原了円後援会	主たる事務所の所在地	熊本県荒尾市本井手一七五三	熊本県荒尾市下井手一六一六―六七
神取しのぶ	参議院議員	神取忍後援会	主たる事務所の所在地	東京都豊島区東池袋二―六三―一	東京都千代田区永田町二―一―一
中川　秀直	衆議院議員	秀政会	主たる事務所の所在地	東京都千代田区永田町二―二―一	東京都港区赤坂一―一四―五
中山　成彬	衆議院議員	成山会	主たる事務所の所在地	宮崎県宮崎市清水三―五―六	東京都新宿区市谷本村町三―一七
保坂　展人	世田谷区長	市民教育経済研究会	公職の種類	世田谷区長	参議院議員
横粂　勝仁	衆議院議員	プロジェクトA	政治団体の名称	プロジェクトA	よこくめ改国会
若泉　征三	衆議院議員	総研	主たる事務所の所在地	東京都千代田区永田町二―一―二	神奈川県横須賀市上町二―一
			主たる事務所の所在地	福井県越前市片屋町五八―一一―一	福井県福井市菅谷二―七―一〇

○総務省告示第四百七十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十三年十一月十日

総務大臣　川端　達夫

	資金管理団体の指定の取消しの届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
㈠	三田　勝久	大阪府議会議員	優港会	大阪府大阪市港区市岡元町三―一〇―一六	三田　勝久	二三、七、二五
㈡	届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	資金管理団体でなくなった旨の届出年月日
	饗庭　浩明	参議院議員	鷲峰会	東京都中央区銀座二―二―一九	饗庭　浩明	二三、五、一六
	太田　誠一	衆議院議員	誠山会	福岡県福岡市早良区南庄二―一―二五	太田　誠一	二三、八、一八
	岡部　英明	衆議院議員	新日本政治経済研究会	茨城県日立市多賀町二―一〇―七	岡部　英明	二三、八、二三
	神取しのぶ	参議院議員	神取忍後援会	東京都豊島区東池袋二―六三―一	神取しのぶ	二三、七、七
	坂本　哲康	参議院議員	愛和学園・アイワメディカルユニバーシティ・全国整体業協会	東京都渋谷区鉢山町七―八	坂本　哲康	二三、三、三一
	佐藤　雅子	参議院議員	女性党佐藤まさ子後援会	愛知県名古屋市瑞穂区御莨町三―二〇―一	佐藤　雅子	二三、五、三〇
	三輪　和雄	参議院議員	三雄会	東京都港区六本木三―四―五	三輪　和雄	二三、一、四
	山田　太郎	参議院議員	山田太郎事務所	東京都港区六本木四―一〇―六	山田　太郎	二三、七、二七

○財務省告示第三百七十三号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十三年十月三日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年十一月十日

財務大臣　安住　淳

一　名称及び記号　国庫短期証券（第二百二十六回）

二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）

五　募入決定の方法

イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。